

基準的文書 PEFC 評議会テクニカル 文書	2007年10月5日	テクニカル文書
------------------------------	------------	---------

PEFC 評議会

テクニカル文書

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

目次

1 .	目的	3
2 .	PEFC 文書の適用範囲と構成	3
3 .	PEFC の組織構造	
3 . 1	国際レベル	5
3 . 2	各国レベル	6
4 .	認証基準の基礎	6
4 . 1	概説	6
4 . 2	汎欧州施業ガイドライン (PEOLG)	7
4 . 3	ATO/ITTO 原則、アフリカ天然熱帯林の持続可能な 管理のための基準及び指標 (ATO/ITTO PCI)	7
4 . 4	持続可能な森林管理の ITTO ガイドライン	8
4 . 5	その他の持続可能な森林管理プロセスの基準及び指標	8
4 . 6	国際条約と法制	9
4 . 7	その他の国際条約	9
5 .	規格制定の手順	10
6 .	森林認証実施のアレンジ	10
6 . 1	概説	10
6 . 2	森林認証の種類	10
6 . 2 . 1	地域認証	10
6 . 2 . 2	グループ認証	11
6 . 2 . 3	個別認証	11
6 . 3	認証規格のテスト	11
7 .	CoC 認証 (生産物認証) と PEFC 商標	12
7 . 1	CoC 認証	12
7 . 2	PEFC 商標	12
8 .	認証の手順	13
8 . 1	一般的な適用範囲	13
8 . 2	認証機関	14
8 . 3	認証工程	14
9 .	認定と PEFC 公示	15
10 .	上訴、苦情、及び、紛争の処理手順	15

1. 目的

本テクニカル文書は、PEFC 評議会への加盟や P E F C 商標の使用を希望する諸々の森林認証制度が満たすべき共通要素及び要求事項を定める。これら最小限の要求事項は、持続可能な森林の管理を促進し、かつ、PEFC のラベル付商品が持続可能に管理された森林から産出されたものであること、又は、持続可能に管理された森林を促進するものであることを消費者に対し確証するための手立てとなる。

2. PEFC 文書の適用範囲と構成

本文書は、2002 年 11 月 22 日の PEFC 評議会総会にて採択され、2003 年 10 月 31 日、2004 年 10 月 29 日、2005 年 10 月 28 日、2006 年 10 月 27 日、及び 2007 年 10 月 5 日に改正された。

充分な対応性 (equivalency) 及び比較性(comparability)を確保するために、この最小限の要求事項は、森林認証に関わる下記の側面について定める。

- 認証制度の制定
- 認証基準
- 認証制度の実施
- 審査および認証の手順
- CoC 認証 (生産物認証)
- PEFC 評議会による是認及び相互承認の手順

このテクニカル文書は、PEFC が是認し、相互に承認される(各国、地域の)森林認証制度を策定、敷衍、及び、実施するための規準的文書を含む。本文書の概説部分は文書全体の枠組みを示し、規準的要求事項は各々の付属文書において列記される。

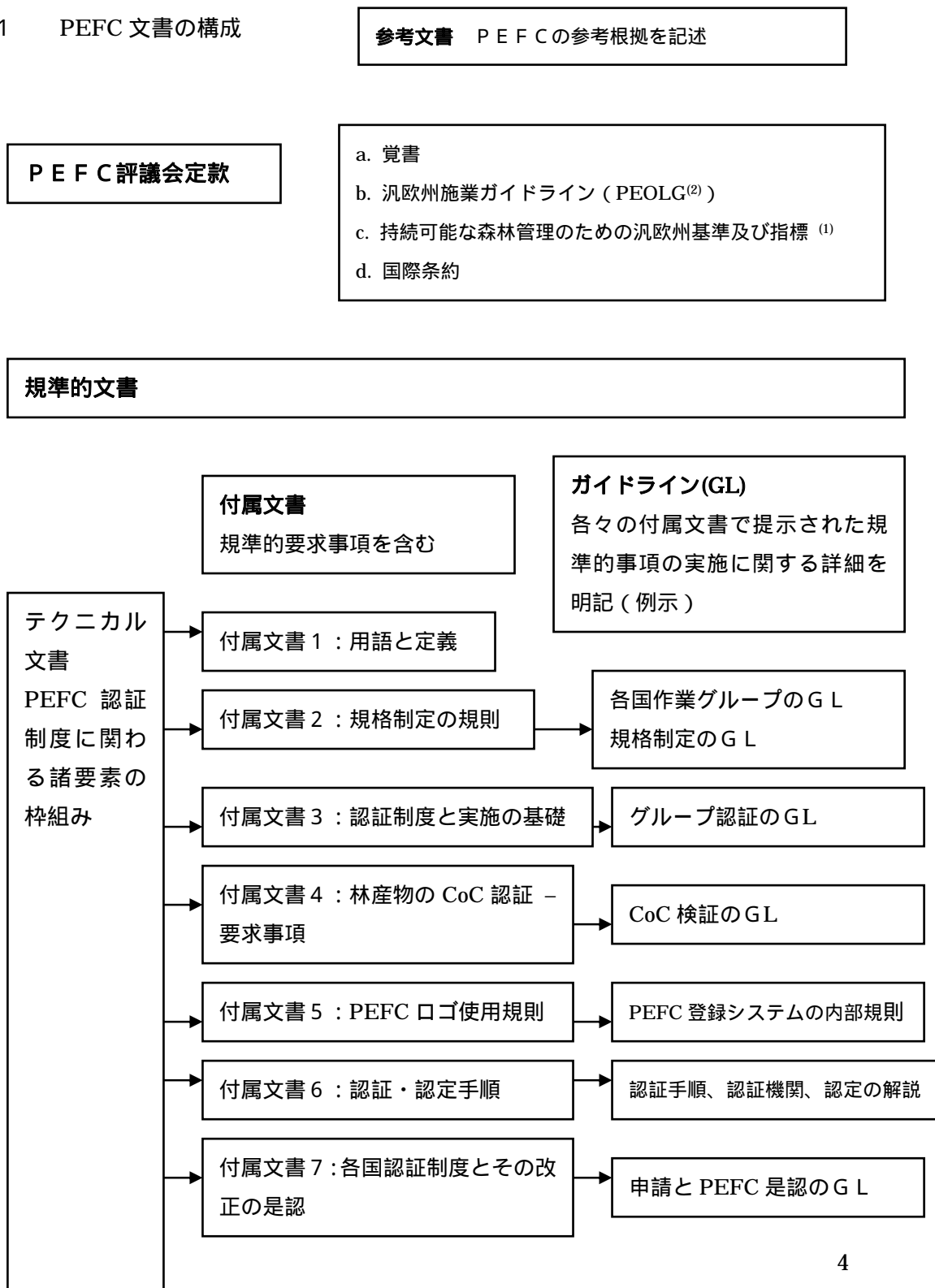
「追加的ガイドライン」は、要求事項の解釈や実施を手助けするものであり、PEFC の要求事項を各国で全国レベル、或いは、国内各レベルの認証制度に適用する際の手本を提供する。

このテクニカル文書と付属文書は、PEFC 評議会の定款に則り、PEFC 評議会総会が採択したものである。「追加的ガイドライン」及び「諸手順の内部規則」は PEFC 評議会理事会の決議により採択され、最高意思決定機関である PEFC 評議会総会に付託される。

PEFC 評議会の文書においては「Shall (・・・なければならない)」という言葉が一貫して用いられているが、これはそれに該当する規定が必須であることを意味する。

「Should (・・・が望ましい)」という言葉は関連する規定の採択、又は、実施が期待されることを意味する。

図 1 PEFC 文書の構成

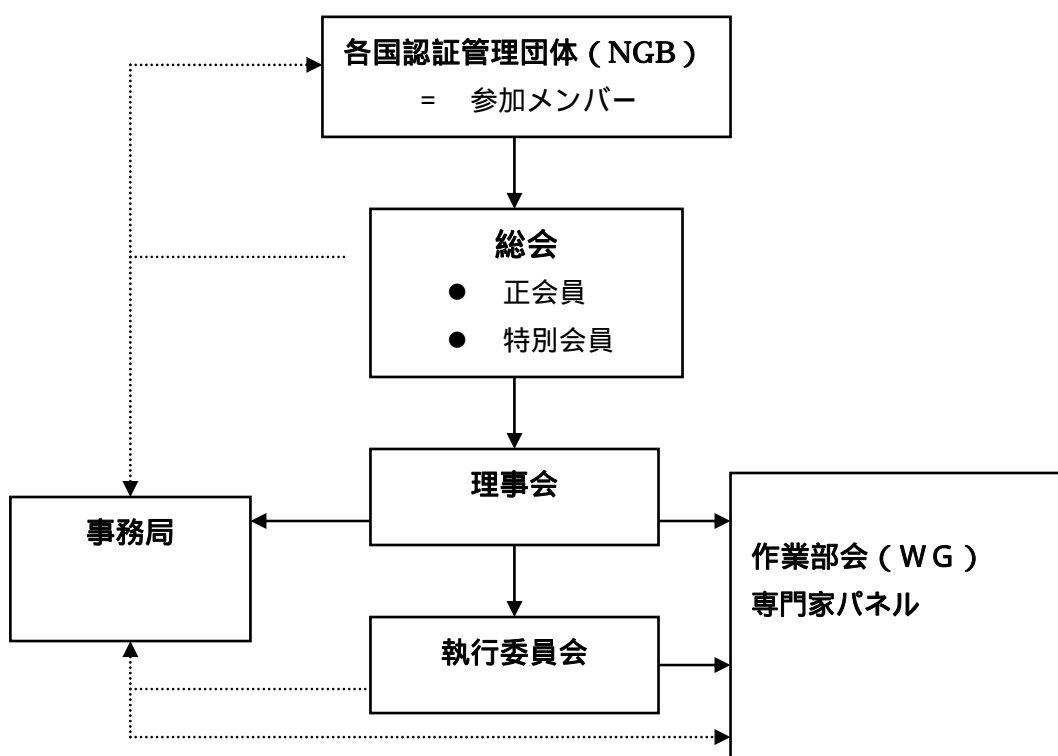


3 PEFCの組織構造

3.1 国際レベル

PEFC 評議会は、PEFC の枠組みの構築と実施に関する調整を国際レベルにおいて行なう。その運営においては、独立した PEFC 各国認証管理団体と緊密な連携を保持する。組織構造は定款において定められる。PEFC 評議会（PEFCC）の組織図は図 2 に示される通りである。

図 2



PEFC 各国認証管理団体は PEFC 評議会のメンバーである。各々のメンバーは、総会議決権を有する代表者一名、及び、議決権を持たないオブザーバー 2 名を指名することが出来る。

その他の国際的団体で関心を有するものは、総会における議決権を持たない「特別会員」の資格を申請することが出来る。総会は PEFC 評議会の最高意思決定の権限を有し、その果たすべき役割は定款によって定められる。

PEFC 評議会は、総会の選任による PEFC 評議会理事会によって管理、運営される。

PEFC 評議会理事会メンバーは総会における議決権を持たない。PEFC 評議会理事会の責務は定款によって定められる。

PEFC 評議会理事会は、PEFC 評議会の会長及び副会長よりなる執行委員会を任命する。必要であると認められる時は、PEFC 評議会理事会の他のメンバーを共に任命することも可能である。執行委員会は、PEFC 評議会理事会によって権限を委譲された理事会の一定の責務及び機能を担う。

PEFC 評議会事務局長は事務局の業務を担い、PEFC 評議会理事会によって任命され、又、これに対して責任を負う。

3.2 各国レベル

各国レベルにおいては、当該国の主要な森林所有者諸団体からの支持を得た全国レベルの森林所有者団体、又は、全国レベルの林業団体は、PEFC 評議会への会員申請をする法主体である PEFC 各国認証管理団体の構成員となるよう関心を有する全ての国内団体・組織の参加を募る責任を負う。

PEFC 各国認証管理団体は自らの定款を作成するが、これが PEFC 評議会の定款に抵触しないことを確認する責任を負う。PEFC 認証管理団体が行う意思決定については、全ての参加関係者が公正で、継続的、かつ、適正な形で影響力を行使することが可能でなければならない。PEFC の枠組みにおける「参画の要素」は優れて（各国の）全国レベルや国内レベルで適用される。

PEFC 各国認証管理団体の現行の、或いは、改定後の定款は英訳の上、PEFC 評議会宛に提出しなければならない。PEFC に対する全ての正式文書や通信は英語によらなければならない。

PEFC 各国認証管理団体は、契約の下に（自らが）PEFC 商標を使用し、又、契約の下に PEFC 評議会を代理して該当国内における PEFC 商標の使用許可書を発行する権利に対する申請をする。（付属文書 5、PEFC ロゴ使用規則を参照）

4 . 認証基準の基礎

4.1 概説

認証基準は持続可能な森林管理に関連する全ての側面を包括しなければならない。認証基準は経済、環境、社会的機能など森林が有する機能の全てにわたる範囲を対象にすな

ければならず、又、森林の状態や持続可能な森林管理(SFM)の実践に関連する管理・統制システムに関する要素等を対象にしなければならない。

4.2 汎欧州施業ガイドライン (PEOLG)

PEFCによって是認、相互承認されたヨーロッパの各国認証制度や国内認証制度において使用される認証基準は、その共通の枠組みとして、現行の「持続可能な森林管理のための汎ヨーロッパ基準」を根拠としている。⁽¹⁾「汎欧州施業ガイドライン」は、六基準の実務的な解釈を提供する。PEFC評議会は、これらの文書を各国認証制度が定期的見直しによる訂正を済ませているものとして、これを採択する。

現行の「汎欧州施業ガイドライン」は、各国の全国レベル、及び、国内レベルの認証基準の策定や改定に際しての参考根拠となる。森林認証基準は汎欧州施業ガイドラインに適合しなければならない。汎欧州施業ガイドラインに示される指標が各国の全国レベルや国内レベルの状況と関連(relevant)しない場合、該当認証制度からの申請に当たっては、発生しうる不適合性に関して正当で詳細な理由が提示されなければならない。

PEFCによる各国の全国レベル及び国内レベルの認証規格制度の査定および是認の目的のため、汎ヨーロッパ実務レベルガイドライン(PEOLG)において使用される「Should(・が望ましい)」という用語は「Shall(しなければならない)」と解釈されなければならない。

4.3 ATO/ITTO 原則、アフリカ天然熱帯林の持続可能な管理のための基準及び指標 (ATO/ITTO PCI)

ATO/ITTO PCI⁽¹⁰⁾はATO(アフリカ木材機関)及びITTO(国際熱帯木材機関)により、ATO参加国における天然林の管理を目的に策定された。ATO参加国とは、アンゴラ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ガーナ、リベリア、サントメアンドプリンシペ、タンザニア、及び、ザイールである。

現存のATO/ITTO PCIは、ATO/ITTO PCIの対象国において全国レベルの、又は、国内の認証基準を策定、敷衍、又は、改正する場合の参考根拠となる。森林認証基準はATO/ITTO PCIに適合しなければならない。もしATO/ITTOの要求事項が、全国、又は、国内レベルの状況と関連しない場合、その認証制度の申請に際して、発生しうる不適合性について詳細で正当な説明が提示されなければならない。

4.4 持続可能な森林管理のITTOガイドライン

ITTO C&Iに基づく下記のITTOガイドラインは天然熱帯林および植林熱帯林の管理を目的にITTOによって策定され、4.3項で述べるATO/ITTO PC&Iの対象国を除くITTO設立メンバー国において認証基準を作成、または、改正する際の参考根拠となる。

天然熱帯林の森林管理のための森林認証基準は下記に適合しなければならない。

天然熱帯林の持続可能な管理のためのITTOガイドライン(1992)⁽¹¹⁾、および、

熱帯生産林の生物多様性保全のITTOガイドライン(1993)⁽¹²⁾

熱帯植林森林の森林管理のための森林認証基準は、熱帯植林森林の開設と持続可能な管理⁽¹³⁾のためのITTOガイドラインに適合しなければならない。

認証基準と関連ITTOガイドラインの間の適合性からの乖離、例えば特定のテーマに関する逸脱の場合など、は明確に正当化されなければならない。

PEFCの是認のために要求されるITTOガイドラインの使用に関わる要求事項は付属文書3(認証制度とその実施の基礎)において提示される。

4.5 その他の持続可能な森林管理プロセスの基準及び指標

下記のその他の政府間プロセスは持続可能な森林管理のための基準と関連指標を策定している。これらの基準はそれぞれのプロセスに参加する国における認証規格の策定の基礎とされなければならない。

これらのプロセスは現時点においてはまだ施業ガイドラインを策定していないので、申請者はPEFC評議会による是認と相互承認の審査に先立ち、汎欧州施業ガイドラインに相当する文書⁽²⁾を提示し、これにPEFC評議会による承認を受けなければならない。万一、そうした文書の提示とPEFCの承認がない場合、PEFC評議会の是認と相互承認の過程においては、汎欧州施業ガイドラインが参考根拠として使用されなければならない。(付属文書7:「各国認証制度の是認及び相互承認とその改定」を参考)

これは下記の持続可能な森林管理プロセスにも適用される。

- モントリオールプロセス(温帯林および北方林の保全および持続可能な管理のための基準および指標)
- 中近東プロセス、レパテリックプロセス
- アジア乾燥森林の地域イニシアティブ
- 乾燥アフリカ地帯における持続可能な管理のための基準及び指標
- タラポト提案:アマゾン河流域の森林の持続可能な管理のための基準及び指標

4.6 国際条約と法律

各国の森林認証基準、及び、認証を受けた森林の管理はそれぞれの国の関連法的要求事項、国家政策、措置などを遵守しなければならない。認証制度は法律に矛盾してはならず、明白な法違反は、全て考慮の対象としなければならない。

SFM（持続可能な森林管理）の実施に際しては、基本的な ILO(国際労働機関)条約が、批准の有無に関わらず、改定通りに尊重されなければならない。（下記に概説）

- ILOのコア条約⁽³⁾とは下記の通りである。
 - 第29号：強制労働条約（1930年）
 - 第87号：結社の自由及び団結権保護条約（1948年）
 - 第98号：団結権及び団体交渉権条約（1949年）
 - 第100号：同一報酬条約（1951年）
 - 第105号：強制労働廃止条約（1957年）
 - 第111号：差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年）
 - 第138号：最低年齢条約（1973年）
 - 第182号：最悪の形態の児童労働（1999年）

森林認証規格制度が運営されている国が基本的な ILO 条約を批准した場合、その要求事項はその国の法律によってカバーされていると見做さなければならない。基本的な ILO 条約が批准されていない場合、森林管理に関連するその要求事項は認証基準の中でカバーしなければならない。

林業労働における安全及び健康に関するILO倫理規定⁽⁴⁾は有用な文書として認められ、各国、又は、地域の認証基準を策定するにあたって考慮されることが望ましい。

4.7 その他の国際条約

森林管理に関連して当該国で批准されたその他の国際条約は、法的枠組みを通して尊重される。その様な多数の国際条約の中には、生物多様性条約⁽⁵⁾、京都議定書及びカーボンシンク⁽⁶⁾、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約⁽⁷⁾、バイオセーフティー・プロトコル⁽⁸⁾などがある。

認証基準において、国際条約において合意された要求事項は、批准がない場合であっても、汎欧州施業ガイドライン、又は、PEFC 評議会により承認されたその他の参考根拠と同程度に尊重される。

5．規格制定のための手順

認証基準は、全国レベル、又は、国内レベルにおいて策定、採用されなければならない。規格の制定に参加するために関係・関心を有するすべての団体が招かれなければならない。又、透明性及び協議性という PEFC の原則が尊重されなければならない。規格の制定に関わる要求事項は、ISO ガイド 59 を根拠とし、付属文書 2（基準設定の規則）に列記される。

6．森林認証実施のアレンジ

6.1 概説

認証の単位は、無差別、自主性、高対費用効果の原則を尊重の上、該当する国の状況を鑑みて決定される。実施に関するどの選択肢を採用する場合においても、実施の手順及び認証対象地域は明確に文書化されなければならない。選択可能な PEFC 認証の実施レベルについては、この文書の後続各章にて解説され、また、これに関連する PEFC 規則は付属文書 3（認証制度と実施の基礎）において示される。

6.2 アプローチ方法による森林認証の種類

6.2.1 地域認証

地域認証とは、地理的境界線によって区切られた地域内の森林のマルチサイト(多拠点)認証であり、その特定された地域に対する権限を与えられた団体が申請をし(申請者)、個々の森林所有者やその他の関係者による自主的な加盟を容易にするためのアクセスを提供するものである。

地域認証は、多くの国において、小規模森林所有に対する差別を回避するための最適手段となっている。この場合、地域認証を申請する権限を有する者(申請者)の身元は明確に確認されなければならない。申請者は該当地域の森林地域の 50% 以上を所有する森林所有者、又は、管理する森林管理者を代表していなければならない。個々の森林所有者やその他関係者は、自主的にその認証に加盟することが可能でなければならない。森林所有者や管理者によるグループ認証加盟のコミットメントは、個々の森林所有者や管理者自身のコミットメント、又は、その地域の森林所有者や管理者を代表する森林所有者団体による多数決を根拠としなければならない。コミットメントの根拠の如何に関わらず、認証への加盟は自主性に基づくものであり、森林所有者や管理者、その他の関係者はどの時点においても脱退することができる。

加盟者が所有・管理する森林のみが認証林である。すなわち、その区域を認証区域とし、そこから生産される林産品を認証原材料として考えなければならない。

地域認証に加盟する全ての関係者は、PEFC によって是認、相互承認された(地元の)認証制度が求める要求事項を遵守しなければならない。

地域認証においては、申請者と認められた者は、認証に加盟する森林所有者・管理者・その他関係者と該当森林地域に関する適正な登録を確実にする責任を負う。登録に関する要求事項は付属文書 5 (P E F C ロゴ使用規則) に列記される。

6.2.2 グループ認証

森林所有者、所有者団体、森林管理者、その他森林の管理に責任を負う者はグループとしてマルチサイト認証の申請をすることができる。グループ認証の申請者及び加盟者の身元は明示されなければならない。(マルチサイト組織)

グループ認証においては、全ての加入者は PEFC によって是認、相互承認された(地元の)認証制度の要求事項を遵守することにコミットしなければならない。

全加盟者と対象森林地域を記録する登録簿が関係組織・団体によって作成、維持されなければならない。グループ認証に加入する森林地域の総面積が記録されなければならない。要求事項の詳細については、付属文書 3 (認証制度とその実施の基礎) を参照のこと。

6.2.3 個別認証

個別認証を申請する森林所有者、森林管理者、又は、林業団体は、PEFC 評議会が設定した基礎的要求事項を満たす認証機関に直接申請しなければならない。(付属文書 6 : 認証、・認定手順を参照)

6.3 認証規格のテスト

森林認証規格は、PEFC の是認及び相互承認の申請書提出に先立って、予備調査によってテストされなければならない。PEFC 評議会としては、認証規格がテストの結果を得た後に正式な完成をすることを奨励する。何故なら、これらの過程によって改定の必要性が示されることがあり得るからである。規格の改定の場合は、規格の適用によって得られた経験によってテストを代替することが出来る。

7. CoC 認証（生産物認証）と PEFC 商標

7.1 CoC 認証

CoC 認証は、林製品に含まれる原材料とその原材料の由来の間の情報リンクを築くために必要である。CoC 認証は PEFC のロゴ使用と製品へのラベル貼付のための前提条件である。CoC 認証と検証に関する PEFC 規則は付属文書 4（林製品の CoC 要求事項）に定められる。

CoC 認証は、自社製品に含まれる PEFC 認証原材料に関連して PEFC の主張や宣言（ラベル使用を含む）を使用する林製品の供給業者に対して求められる。

PEFC 評議会が承認する CoC 認証には、下記が実行されなければならない。

- (a) 付属文書 4（林製品の CoC 認証 要求事項）とその付属書 1（又は、その代替として付属書 1 の PEFC 評議会付属書）又は、
- (b) 付属文書 4（林製品の CoC 認証 要求事項）及び、その付属書 1（又は、その代替として付属書 1 の PEFC 評議会付属書）への適合性を認めて PEFC 評議会が承認する（各国、地域）認証規格独自の由来に関する定義、又は、
- (c) 付属文書 4（林製品の CoC 認証 要求事項）とその付属書 1（又は、その代替として付属書 1 の PEFC 評議会付属書）に適合するとして PEFC 評議会が承認する（各国、地域）認証規格独自の CoC 規格。

上記選択肢(b)および(c)は、(各国、地方の)森林認証規格が独自のロゴ（ラベル）や宣言のために独自に CoC 規則を策定した場合にのみ、適用される。

CoC 認証は、(a) 個別認証、又は、(b) マルチサイト認証、として実行されなければならない。

CoC のマルチサイト認証は付属文書 4（林産物の CoC 要求事項）の付属書 4 に基づく。マルチサイト認証は小規模な独立企業グループも対象とする。(グループ認証)

7.2 PEFC 商標

PEFC 団体共通の PEFC 商標と PEFC 図案ロゴは登録され、その所有は PEFC 評議会に帰する。

商標とロゴは、PEFC 規則に則った契約書に基づき、PEFC の要求事項を満たすものとして承認された認証制度の下に認証を受けた森林から産出された製品へのラベル貼付などの商品情報手段としてのみ使用されなければならない。

図3 PEFC -ラベル



商標使用のための特定規則は付属文書 5 (PEFC ロゴ使用規則) で定められる。その規則は下記について定める。

- 誰がロゴの所有者、統括者であるか
- 誰が PEFC 商標とロゴを使用する権利を有するか
- ロゴに関わるどんな主張が可能であるか
- ロゴが使用できる商品上、商品外の商品情報伝達にはどんな種類があるか。
- PEFC ロゴを印刷、発行などによって再生する際における仕様は何か
- ロゴとそれに伴う認証の使用はどう登録、発行され、コードシステムがどう使用されるか

PEFC 評議会は、PEFC 各国認証団体との契約に基づいて、各国認証団体が PEFC 評議회를代理して該当国内におけるロゴ使用の認可をすることを認可する。

8. 認証手順

8.1 一般適用範囲

PEFC の枠組み内で適用される審査及び認証の手順は、マネジメントシステム認証または製品認証の国際規格を根拠とする。

認証制度に参画するための手順は文書化され、申請者や認証を受けた供給業者(サプライヤー)に提供される。この文書には申請者の権利及び義務に関する記述が含まれな

ればならない。

認証手順と認証機関の能力に関する PEFC 規則は、付属文書 6（認証・認定手順）において定められる。

8.2 認証機関

認証機関は、平等かつ独立の第三者機関であり、認証手順に関わる業務能力、森林管理、林産品の調達と加工一般に関する十分なノウハウ、及び、当該国の森林認証制度の基準に関する適切な理解を有する。

PEFC は、認定を受け PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体による公示を受けた認証機関が発行した認証書の結果のみを承認する。

- 森林認証においては、認証機関は森林管理の各国認証基準への適合を審査し、適合が確立されれば認証書を発行する。
- CoC 認証においては、認証機関は林産品原材料の調達における林産品原材料の由来に関わるトレーサビリティ（追跡）の信頼性、及び、PEFC 評議会規則に従った PEFC 商標の製品上の使用に関して審査する。

認証機関の責務には下記が含まれる。

- 独立した審査の実施
- PEFC 評議会の承認を受けた森林認証制度に関わる認証書（CoC 認証を含む）の発行、中断、中止、及び、それに関係する PEFC 各国認証管理団体、又は、PEFC 評議会への通知
- 認証書（森林管理や CoC）の使用、及び、PEFC 商標の使用の管理

8.3 認証手順

認証手順は、PEFC 認証の根拠となる国際規格において規定される。{ 付属書類 6（認証・認定手順）参照 } 認証の主要なステップは下記の通り。

- 認証の申請
- 審査チームによる審査の工程
- 報告（文書による審査報告）
- 認証の決定は、認証機関の審査に携わらなかった代表者により、審査報告に基づいて行われる。

- 認証の発行、中断、中止、又は、否認などについて明記する文書が申請者に対して提供される。

森林管理認証、及び、CoC 認証の定期的サーヴェイランスと再審の為の審査は、認証機関に対する要求事項を定める国際規格の要求に従って実行される。{ 付属書類 6 (認証・認定手順) 参照 }

9. 認定と P E F C の公示

PEFC 評議会は、PEFC 評議会が公示する認証機関が認定の範囲内で発行された森林管理、CoC 認証書 (被認定認証) のみを承認する。認定および PEFC による公示に関わる PEFC 評議会の要求事項については付属文書 6 (認証・認定手順) に解説される。認定森林認証書や認定 CoC 認証書は認定のシンボル{ 付属文書 6 「 認証・認定 」 を参照 } を表示しなければならず、PEFC ロゴ使用の申請に際して関連する PEFC 各国認証管理団体に提出されなければならない。{ 付属文書 5 (PEFC ロゴ使用規則) 参照 }

10. 訴訟、苦情、及び、紛争の処理手順

公正で平等な制度の実施と認証は、認証の実施に関する訴訟や適正な苦情処理手順を求める権利によって確保される。

PEFC 各国認証管理団体は、認証制度の実施や認証手順から発生し、関係認定機関および認証機関による苦情処理手順では扱えない苦情を処理するための公平で独立した紛争解決のための機関を設置し、手順を文書化しなければならない。

認証の工程やその結果に関する上訴、紛争、苦情は、認定の対象範囲内の要求事項に従って認証機関が処理する。

認定の工程や認定の対象範囲内の要求事項への適合に関わる上訴、紛争、苦情は関連認定機関が処理する。

上訴の手順のための PEFC 規則は付属文書 3 (認証制度とその実施の基礎) に提示される。

(1) 持続可能な森林管理のための汎ヨーロッパ基準と指標 - PEC&I (PEFC 評議会参考文書 C): 1998 年 6 月に第三回ヨーロッパ森林保護閣僚会議リスボン会議で決議 L 2 (持続可能な森林経営のための汎ヨーロッパ基

- 準、指標、および、運用レベル指)の付属文書1として採択された。(<http://www.mcpfe.org>)
- (2) 持続可能な森林管理のための汎欧州施業ガイドライン-PEOLG (PEFC評議会参考文書B): 1998年6月に第三回ヨーロッパ森林保護閣僚会議リスボン会議で決議L2(持続可能な森林経営のための汎ヨーロッパ基準、指標、および、施業ガイドライン)の付属文書2として採択された。(<http://www.mcpfe.org>)
- (3) 基本的なILO条約(PEFC評議会参考文書D)。国際労働機関により採択。(www.ilo.org)
- (4) ILO倫理規定:林業労働の安全と健康。9月23日-30日にジュネーブで開催された専門家会議で採択。(1998年発行、ILOジュネーブ国際労働オフィス、ISBN 92-2-110825-0)
- (5) 生物多様性条約:1992年6月5日のリオデジャネイロ国連環境開発会議にて採択。
(<http://www.biodiv.org/convention/articles.asp>)
- (6) 京都議定書とカーボンシンク:気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国京都会議にて1997年12月11日に採択。(<http://www.unfccc.int/>)
- (7)1973年3月3日、アメリカ合衆国ワシントンDCにて80カ国の参加の下に開催され、1975年7月1日に発効した絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)により採択。
(<http://www.cites.org/eng/disc/text.shtml>)
- (8) バイオセーフティー議定書(バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書):2000年1月29日に生物多様性条約に関する締約国会議にて同条約の補足合意として採択。(<http://www.biodiv.org/biosafety/protocol.asp>)
- (9) ISO/IEC ガイド 59:1994年規格化実施基準
- (10) アフリカ天然熱帯林の持続可能な森林管理のためのATO/ITTO 原則、基準、及び、指標